

国 自 旅 第 9 2 号
平成13年 9月26日
一部改正 平成18年 9月15日
一部改正 平成20年 6月27日
一部改正 平成21年12月18日
一部改正 平成28年12月20日
一部改正 令和 4年 2月 1日
一部改正 令和 4年 3月31日

各地方運輸局自動車交通部長 } 殿
沖縄総合事務局運輸部長 }

自動車局旅客課長

道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の路線等の休止
又は廃止に関する手続きの取扱いについて

標記については、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）の一部改正に伴い、下記のとおり実施要領を定めたので、その適用に当たっては、遺漏なきよう取り計らわれない。

なお、一般乗合旅客自動車運送事業の休止又は廃止に関する手続きの取扱いについては、路線の休止及び廃止手続きの取扱いに準ずるものとする。

記

I. 路線定期運行に係る路線の休止又は廃止に関する処理

1. 路線定期運行に係る路線の休止又は廃止に係る届出（規則第15条の5）

（1）法第15条の2第1項の届出をしようとする路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる事項を記載した事業計画変更事前届出書を提出しなければならない。（第1項）

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 休止し、又は廃止しようとする路線
- ③ 休止又は廃止の予定日
- ④ 休止に係る場合は、予定する休止の期間
- ⑤ 休止又は廃止を必要とする理由（簡潔に記載すること。また、詳細な説明は、別紙によること。）

（2）（1）の事業計画変更事前届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。（第2項）

- ① 休止し、又は廃止しようとする路線の路線図
 - ② 休止し、又は廃止しようとする路線の現況を記載した書類であって次に掲げるもの
 - ・輸送量（最近３年間の実績：主な停留所間の流動データ、平均乗車密度、定期旅客数）
 - ・運行状況（運行回数等）
 - ・収支状況（最近３年間の営業収支実績等）
 - ③ ①②のほか、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が関係地方公共団体及び利害関係人の意見を聴取するに当たって参考となる次に掲げる事項を記載した書類
 - ・休止し、又は廃止しようとする路線についてこれまで講じてきた経営努力の内容
 - ・その他当該路線を巡る状況の変化等
- （３）路線の休止又は廃止の予定日の３０日前に届け出る場合にあっては、（２）③に代えて路線の休止又は廃止が旅客の利便を阻害しない旨を証する書類であって次に掲げるもののいずれかを添付しなければならない。（第３項）
- ① 当該路線において他の一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業を現に経営し、又は経営するものと見込まれる場合にあっては、その概要を記載した書類
 - ② 当該路線の休止又は廃止について地域協議会（分科会として地域公共交通会議又は規則第９条第２項に規定する協議会（以下、「協議会」という。）が設置された場合は、当該会議を含む。以下同じ。）、地域公共交通会議又は協議会（当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて行われる路線定期運行である場合に限る。）において協議が調った場合にあっては、その旨を記載した書類
 - ③ ①②のほか、旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が公示するものに該当する場合にあっては、該当することを示す書類
- なお、この場合にあっては（２）②の書類については、運行回数、平均乗車密度及び最近３年間の営業収支実績を記載すれば足りるものとする。

2. 道路運送法上の路線定期運行に係る路線の休止又は廃止の手続と地域協議会、地域公共交通会議又は協議会との関係

路線定期運行に係る路線の休止又は廃止の後の生活交通を確保する措置を円滑に実施に移すためには、路線定期運行に係る路線の休止又は廃止をしようとする一般乗合旅客自動車運送事業者は、休止又は廃止の予定日の６月前までの届出に先立って、地域協議会、地域公共交通会議又は協議会（以下「地域協議会等」という。）において路線の休止又は廃止の意向を申し出るよう配慮するものとする。

なお、生活交通の確保方策の検討を円滑に進めるため、地域の実情により、当該事業者は地域協議会等への申し出以前に関係地方公共団体等に対して積極的な情報提供を行うこととする。

また、道路運送法に基づく意見の聴取の手續と地域協議会等の手續との重複を避けるため、地域協議会等における協議の終了後、道路運送法に基づく意見の聴取等の手續を要しない規則第15条の4第2号に掲げる場合としての届出がなされることが望ましい。

しかしながら、道路運送法上は、路線定期運行に係る路線の休止又は廃止の届出から6月を過ぎれば、一般乗合旅客自動車運送事業者は、届出どおりに路線の休止又は廃止を行うことが妨げられるものではない。

このため、路線定期運行に係る路線の休止又は廃止の予定日の6月前より早く当該届出があった場合において、地域協議会等における協議に時間を要するときは、道路運送法に基づく意見の聴取を行う必要が生じることも考えられる。

この場合においては、地方運輸局長は、可能な限り、意見の聴取を地域協議会等（分科会等を地域ごとに組織する場合にあっては、当該分科会等を含む。）の場を活用して行うものとし、道路運送法に基づく意見の聴取である旨を3の手續を通じて明らかにする必要がある。

3. 路線定期運行に係る路線の休止又は廃止に係る意見の聴取

（1）事案の公示（規則第15条の6）

① 地方運輸局長は、法第15条の2第1項の届出（旅客の利便を阻害しないと認められる場合を除く。）があったときは、当該届出の件名に番号を付し、その旨を地方運輸局の掲示板への掲示により公示するほか、必要に応じその他の手段により幅広く周知を図るものとする。

② ①の公示の内容は次のとおりとし、届出後速やかに行うものとする。

ア 意見の聴取を行う休止又は廃止の届出の件名及び番号

イ 休止又は廃止の届出のあった路線に係る事項であって次に掲げるもの

- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者の名称
- ・ 路線
- ・ 休止又は廃止の予定日
- ・ 休止の場合にあっては、予定する休止の期間
- ・ 休止又は廃止を必要とする理由（簡潔なものとする。）

ウ 意見の聴取の実施に係る事項

- ・ 意見の聴取の申請に関する事項（申請方法、申請受付期間等）
- ・ 意見の聴取の実施予定日及び場所

（2）利害関係人（規則第15条の7）

① 法第15条の2第2項の利害関係人とは、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 路線定期運行に係る路線の休止又は廃止の後に当該路線において旅客の利便の確保を図ることが想定される者

イ 旅客その他の者であって地方運輸局長が当該休止又は廃止に関し特に重大な利害関係を有すると認める者

② ①アに該当する者としては、別のバス事業者等当該路線の廃止後において

路線定期運行を行うことが想定される等が考えられる。

③ ①イに該当する者としては、次に掲げる者が考えられる。

ア 休止又は廃止を予定する一般乗合旅客自動車運送事業者

イ 当該路線の沿線地域の経済団体（商工会議所等）

ウ 当該路線の沿線地域の相当数の利用者が参画し、当該路線に関連する利用者団体

④ ②及び③アの者については、意見の聴取の申請があった場合、必ず意見の聴取を行うものとする。

⑤ ③イ及びウの者については、意見の聴取の申請があった場合、意見の聴取者の数等を勘案しつつ、可能な限り意見の聴取を行うよう努めるものとする。

（３）意見の聴取の申請（規則第１５条の８）

① 法第１５条の２第２項の地方運輸局長の意見の聴取を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した意見聴取申請書を提出しなければならない。

ア氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ届出の件名及び番号

ウ意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

エ意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

② ①の申請は、公示の日から１０日以内に、これをしなければならない。

③ 意見の聴取の申請方法は、次のとおりとする。

ア郵送による申請（消印が公示日から１０日以内であること。）

イ地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局への申請書の持参による申請

（４）意見の聴取の開催の通知等（規則第１５条の９）

① 地方運輸局長は、法第１５条の２第２項の意見の聴取をしようとするときは、その１０日前までに、関係地方公共団体及び意見聴取申請書を提出した者のうちから利害関係人に該当する者（以下「被聴取者」という。）に対し、意見の聴取の日時及び場所並びに当該路線の休止又は廃止の内容を書面で通知するものとする。（第１項）

② 関係地方公共団体からの意見の聴取は、原則として、関係都道府県知事及び関係市町村長から行うものとする。

③ 規則第１５条の９第２項の「公開」とは、意見の聴取の終了後に適切な方法により意見の聴取の概要を公表することを含むものとする。（第２項）

（５）意見の聴取の実施時期

地方運輸局長は、意見の聴取については、法第１５条の２第１項の届出から１月半を目途に行うよう努めるものとする。

（６）被聴取者の欠席等の場合の取扱いについて

① 被聴取者が正当な理由がないのに意見を述べなかったとき又は被聴取者から意見の聴取を必要としない旨の書面による申出があったときは、法第１５条の２第２項の意見の聴取をしたものとみなす。

② ①における被聴取者からの意見の聴取を必要としない旨の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 意見の聴取を行うこととされていた廃止の届出の件名及び番号

ウ 団体の場合は、意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職業又は職 名

- ③ 被聴取者は、病気その他の理由により意見の聴取の場所に出席することができないときは、意見を記載した書面を意見聴取の日までに（消印有効）地方運輸局長に提出することができる。

- ④ ③における被聴取者からの意見を記載した書面の記載事項は、次に掲げるものとする。

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 意見の聴取を行うこととされていた廃止の届出の件名及び番号

ウ 団体の場合は、意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職業又は職 名

エ 意見の聴取において陳述しようとしていた意見

（７）調書の作成

- ① 地方運輸局長は、意見の聴取に際しては、調書を作成するものとする。

- ② ①の調書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 届出の件名及び番号

イ 意見の聴取の日時及び場所並びに地域協議会等において行った場合はその旨

ウ 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名又は名称及び住所

エ 陳述の要旨

オ その他参考となる事項

（８）意見の聴取の延期について

- ① 地方運輸局長は、必要があると認める場合には、意見の聴取を延期することができる。この場合において、地方運輸局長は、被聴取者に対し次に掲げる事項、延期する旨及び延期後の意見の聴取の実施予定日を通知するとともに、その旨を公示するものとする。

ア 意見の聴取を行う廃止の届出の件名及び番号

イ 意見の聴取を行う事案の概要であって次に掲げるもの

- ・届出を行った一般乗合旅客自動車運送事業者名
- ・届出があった路線
- ・予定日（休止する場合は、休止の予定の期間）

- ② ①の公示は、地方運輸局の掲示板への掲示によるほか、必要に応じその他の手段により幅広く周知を図るものとする。

４．路線定期運行に係る路線の休止又は廃止の日の繰上げ

（１）廃止の日の繰上げの是非の検討

- ① 法第１５条の２第３項の「旅客の利便を阻害するおそれがないと認めると

き」とは、個別の事例にもよるが、例えば、次に掲げる場合が考えられる。

ア 既に関係地方公共団体等の関係者間の調整を経て法第15条の2第1項の届出がなされた場合で、休止又は廃止の後に何らかの形で旅客の利便の確保が図られることが見込まれる場合

イ 特定の施設に係る旅客を専ら輸送していた路線であって、当該施設の廃止により運送が必要でなくなったと認められる場合

- ② 路線の休止又は廃止の繰上げの是非の検討に当たっては、必要に応じ再度関係地方公共団体の意向を聴取するなど、可能な限り関係地方公共団体の意向を尊重するものとする。

(2) 廃止の日の繰上げを行っても旅客の利便を阻害するおそれがない旨の通知等

- ① 通知の期限について(規則第15条の10)

地方運輸局長は、路線の休止又は廃止の日を繰上げを行ったとしても旅客の利便を阻害するおそれがないと認める場合には、意見の聴取を終了した日から20日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長を経由し、当該一般乗合旅客自動車運送事業者に対し、その旨及び繰上げが可能な範囲を書面で通知するものとする。

- ② 通知の際の一般乗合旅客自動車運送事業者への要請事項について

地方運輸局長は、①の通知を行う場合には、当該一般乗合旅客自動車運送事業者に対し、路線の休止又は廃止の繰上げを行う場合には、十分な時間的余裕をもって法第15条の2第5項の届出を行うよう要請するものとする。

- ③ 地方運輸局長は、路線の休止又は廃止の日の繰上げを行うことにより旅客の利便を阻害するおそれがないと認められない場合には、意見の聴取を終了した日から20日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長を経由し、当該一般乗合旅客自動車運送事業者に対し、その旨を書面で通知するものとする。

- ④ 関係都道府県知事等への連絡について

地方運輸局長は、①又は③の通知を行った場合には、遅滞なく、関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、当該通知を行った旨を書面で通知するものとする。

(3) 休止又は廃止の日の繰上げの届出(規則第15条の11)

- ① 法第15条の2第5項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画変更繰上届出書を提出しなければならない。

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 休止又は廃止の日を繰り上げようとする路線

ウ 法第15条の2第1項の規定により届け出た休止又は廃止の予定日

エ 繰上げ後の休止又は廃止の予定日

- ② 地方運輸局長は、法第15条の2第5項の届出があったときは、遅滞なく、その旨を地方運輸局の掲示板への掲示により公示するほか、必要に応じその他手段により幅広く周知を図るとともに、関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、その旨を書面で通知するものとする。

(4) 休止又は廃止の予定日の繰下げ

- ① 法第15条の2第1項の届出をした一般乗合旅客自動車運送事業者は、事業計画変更事前届出書に記載した休止又は廃止の予定日までに、届け出ることにより、当該予定日を繰り下げることができる。
- ② 地方運輸局長は、①の届出があったときは、遅滞なく、その旨を地方運輸局の掲示板への掲示により公示するほか、必要に応じその他の手段により幅広く周知を図るとともに、関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、その旨を書面で通知するものとする。

5. 法第15条の2第1項の「旅客の利便を阻害しないと認められる場合」の範囲

(1) 「旅客の利便を阻害しないと認められる場合」とは、次に掲げる場合とする。

(規則第15条の4)

- ① 休止又は廃止に係る路線について、他の一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業を現に経営し、又は経営するものと見込まれる場合
- ② 路線定期運行に係る路線の休止又は廃止について地域協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関する協議会であつて、関係地方公共団体の長、地方運輸局長その他の関係者により構成されることその他の国土交通大臣が告示で定める要件を備えるものをいう。）、地域公共交通会議（市町村長が主宰するものにあつては、当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて運行しているものである場合に限る。）又は協議会（市町村が組織するものにあつては、当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて運行しているものである場合に限る。）において協議が調った場合
- ③ ①②のほか、旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めてあらかじめ公示する場合

(2) (1) ③については、少なくとも次に掲げる場合を定めるものとする。

- ① 規則第10条第1項第1号ロに規定する長距離急行運送等に係る路線の休止又は廃止の場合
- ② 付替路線（停留所の位置の変更がないものに限る。）の開設に伴う路線の休止又は廃止の場合
- ③ 規則第10条第1項第1号イに規定する定期観光運送に係る路線の休止又は廃止の場合

(3) (2) に掲げるもののほか、次に掲げる場合等において、地域の実情を勘案しつつ、地域協議会等においてあらかじめ合意された（地域協議会等が設けられていない地域については、当該地域の関係地方公共団体と協議をして同意を得た）基準に該当するものについて、公示を行うものとする。

- ① 休止から長期間経過した路線の廃止の場合
- ② 極めて短距離の区間の休止又は廃止の場合
- ③ 路線の沿線地域の住民の日常的な利用がない路線の休止又は廃止の場合
- ④ 休止又は廃止の路線と近接して他の路線が存在し、当該他の路線又は交通機関の利用により目的地への移動が可能な場合

6. 路線定期運行に係る路線の廃止を伴わない運行系統の廃止について

路線の廃止を伴わない運行系統の廃止は、運行計画の変更の事前届出により行うこととなるが、当該運行系統の廃止により、当該運行系統の利用者の利便に著しい障害が生じる場合には、路線の休止又は廃止と同様に地域協議会において十分な時間的余裕をもって協議がなされるようにすること。

7. 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の休止又は廃止に関する手続き

路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の休止又は廃止に関する手続きは上記 1. ～ 5. に準ずるものとする。

II. 路線不定期運行に係る路線の廃止等に関する処理

1. 路線不定期運行に係る路線の廃止の認可及び事業の休止又は廃止に係る届出

- (1) 路線不定期運行のみを行っている場合の当該路線の一部又は他の運行の態様と併せて行っている場合の当該路線の全部を廃止する場合は、廃止しようとする 2 月前までに事業計画変更認可申請を提出するものとする。(規則第 14 条)

ただし、地域公共交通会議又は規則第 9 条第 2 項に規定する協議会（以下「地域公共交通会議等」という。）で協議が調っている路線については、廃止について協議が調っていることを証する書面を添付するものとし、廃止しようとする 30 日前までに事業計画変更認可申請書を提出するものとする。

- (2) 路線不定期運行のみを行う一般乗合旅客自動車運送事業を休止又は廃止する場合は、休止又は廃止しようとする 30 日前までに事業休止（廃止）届出書を提出するものとする。(規則第 25 条)

ただし、地域公共交通会議で協議が調っている路線を含む場合については、当該路線の廃止について協議が調っていることを証する書面を添付するものとする。

III. 区域運行に係る営業区域の廃止等に関する処理

1. 区域運行に係る営業区域の廃止の認可及び事業の休止又は廃止に係る届出

- (1) 区域運行のみ行っている場合の当該営業区域の一部又は他の運行の態様と併せて行っている場合の当該営業区域の全部を廃止する場合は、廃止しようとする 2 月前までに事業計画変更認可申請を提出すること。(規則第 14 条)

ただし、地域公共交通会議等で協議が調っている営業区域については、廃止について協議が調っていることを証する書面を添付するものとし、廃止しようとする 30 日前までに事業計画変更認可申請書を提出するものとする。

- (2) 区域運行のみを行う一般旅客自動車運送事業を休止又は廃止する場合は、休止又は廃止しようとする 30 日前までに事業休止（廃止）届出書を提出するものとする。(規則第 25 条)

ただし、地域公共交通会議で協議が調っている営業区域を含む場合について

は、当該営業区域の廃止について協議が調っていることを証する書面を添付するものとする。